

貯蔵施設完成検査調書 (液化石油ガス法第37条の3、規則第62条第1項、規則別表第1)

販売事業者		名称	所在地	
		登録年月日	登録番号	
販売所		名称	所在地	
貯蔵施設所在地			販売所からの距離	販売所の敷地外(距離: m) 販売所の同一敷地内 └─ 管理人常駐 さく へい 貯蔵施設の施設
検査員職氏名		検査実施年月日		年 月 日 立会者氏名
許可内容		新規 変更	許可年月日	年 月 日 許可番号
		変更の場合の内容		
番号	検査項目	検査方法	検査結果	
1	警戒標 第52条 (第14条第1号)	貯蔵施設の警戒標の設置状況を 目視により検査する。	LPガス貯蔵施設: _____カ所 -----> 適・不適 燃(赤色文字): _____カ所 -----> 適・不適 火気厳禁(赤色文字): _____カ所 -----> 適・不適 販売所から50m以上離れた貯蔵施設である場合 ┌ 販売所の名称及び所在地: _____カ所 -----> 適・不適 ┌ 貯蔵施設の管理者の氏名: _____カ所 -----> 適・不適 ┌ 貯蔵施設の管理者の電話番号: _____カ所 -----> 適・不適 (例示基準1)	
2	保安物件まで の距離 第52条 (第14条第2号)	貯蔵施設の外面から第一種保安 物件及び第二種保安物件に対する 距離を巻尺その他の測定器を用い た測定により検査する。ただし、 当該測定において、規定の距離を 満たしていることが目視により容 易に判定できる場合に限り、目視 による検査に替えることができる。	第一種保安物件 物件名: [_____] 距離: _____ m(法定: _____ m 障壁有時 _____ m以上) 第二種保安物件 物件名: [_____] 距離: _____ m(法定: _____ m 障壁有時 _____ m以上) 障壁の必要性: 有 無	
3	障壁 第52条 (第14条第3号)	貯蔵施設の障壁の設置状況を 目視、図面及び記録により検査する。	障壁: 有 無 有の場合の構造 ┌ 鉄筋コンクリート ┌ 高さ _____ m 厚さ _____ cm -----> 適・不適 ┌ 直径 _____ mm鉄筋を 縦 _____ cm 横 _____ cm 間隔で配筋 --> 適・不適 ┌ コンクリートブロック ┌ 高さ _____ m 厚さ _____ cm -----> 適・不適 ┌ 直径 _____ mm鉄筋を 縦 _____ cm 横 _____ cm 間隔で配筋 --> 適・不適 ┌ ブロック空洞部のコンクリート以外の充てん -----> 適・不適 ┌ 鋼板 ┌ 高さ _____ m 厚さ _____ mm -----> 適・不適 ┌ _____ mm x _____ mm の等辺山形鋼を 縦 _____ cm 横 _____ cm 間隔で補強 -----> 適・不適 保安距離(検査項目1の「法定」距離)内に対象物がある場合の有効に保護できる -----> 適・不適 構造(斜角) (例示基準2)	
4	屋根 第52条 (第14条第4号)	貯蔵設備の屋根又は遮へい板の 設置状況を目視により検査し、必 要に応じ図面及び記録により検査 する。	屋根組材料 -----> 適・不適 形鋼 軽量形鋼 その他鋼材() その他鋼材は、形鋼又は軽量形鋼と同等以上の強度を有すること。 取り付け状況 -----> 適・不適 柱又は障壁に堅固に取り付けたものであること。 屋根材 -----> 適・不適 石綿スレート 薄鉄板 アルミニウム板 その他() その他は、石綿スレートと同等以上の強度及び同等以下の質量のこと。 繊維入り補強プラスチック(ポリエチレンを除く) 網入りガラス 屋根総面積の1/4以下(適・不適) 明かり採り以外の用途には使用しないこと。(例示基準3)	
5	液化石油ガス が滞留しない 構造 第52条 (第14条第5号)	貯蔵施設の液化石油ガスが漏え いしたときに滞留しない構造であ ることを目視により検査し、必要 に応じ図面及び記録又は巻尺その 他の測定器を用いた測定により検 査する。	貯蔵施設の構造: 屋外に白線等で区画 建築物(壁で囲まれているもの) 建築物である場合の滞留しない構造 ┌ 換気口 ┌ 方向及び数: _____方向 _____カ所 -----> 適・不適 ┌ 面積: _____ cm ² (法定必要面積: _____ cm ²) -----> 適・不適 ┌ 位置(床面に接し、かつ外気に面して設けられていること。) --> 適・不適 強制換気 ┌ 通風能力: _____ m ³ /min (法定必要能力: _____ m ³ /min) --> 適・不適 ┌ 吸入口位置(床面近くに設けられていること。) -----> 適・不適 ┌ 放出口位置(地盤面上より5m以上高い位置に設けられていること。) -----> 適・不適 (例示基準4)	
6	消火設備 第52条 (第14条第5号)	貯蔵施設の消火設備の設置状況 を目視により検査する。	能力: A - B - (A - 4、B - 10以上) -----> 適・不適 設置本数: 本(床面積50m ² につき1個以上、最低2個以上) -----> 適・不適 (例示基準5)	
検査結果		合格		不合格
指示事項等の改善確認方法 (注) 確認方法欄には、文書報 告、写真報告、再検査等の 改善事項についての確認方 法を記載する。		検査項目番号	確認方法	処 置

上記「番号」は、規則別表第1の検査項目の番号に対応した番号である。
上記「検査内容」中、 は設備の状況に応じレ印を記載し検査する項目、 は該当する場合は必ず検査が必要となる項目である。